

**確定申告相談会のご案内**

公的年金などを受給されている方で、所得税の還付を受けたい方を対象に、確定申告書の作成・申告相談会を次のとおり開催します。今年度よりマイナンバーの記載が必要になりますので、マイナンバーの分かるものを持参してください。

◆**大方地域**

**日時** 2月8日(水)・9日(木)

午前9時30分～11時  
午後1時30分～4時

**場所** 保健福祉センター  
2階大ホール

◆**佐賀地域**

**日時** 2月3日(金)

午前9時～11時30分  
午後1時～4時

**場所** 佐賀支所 1階町民室

◆**必要書類**

1 マイナンバーカードまたは番号確認書類と身元確認書類(下表の【★本人確認書類】をご覧ください)

2 昨年の相談会で申告をした方は申告時にお渡しした「重要書類在中」の封筒

3 公的年金などの源泉徴収票、公的年金以外の収入のある方はその所得の計算に必要なもの(給与所得の源泉徴収票など)

4 生命保険料、地震保険料の控除証明書、国民年金・国民年金基金の控除証明書

5 黒潮町以外の国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの支払いがある方はその額の分かる書類(黒潮町の分は不要です)

6 医療費控除の申告をされる方は、平成28年中に支払った医療費の領収書(事前に集計をしておいてください)

7 印鑑、筆記具、還付金振込口座の通帳など

なお、「分離課税所得」などがある場合は、税務署での確定申告をお勧めします。

また、確定申告は、国税電子申告・納税システム(通称e-Tax)による提出もできますので、積極的なご利用をお願いします。詳しくは、国税庁ホームページをご利用ください。  
(<http://www.nta.go.jp>)

※公的年金などを受給されている

方で確定申告が不要になる場合があります。

★**本人確認書類**

マイナンバーカードをお持ちでない方		マイナンバーカードをお持ちの方
身元確認書類	番号確認書類	
運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・在留カードなどのうちいずれか1つ	通知カード・マイナンバーの記載がある住民票の写し、または住民票記載事項証明書などのうちいずれか1つ	マイナンバーカードだけで、番号確認と身元確認が可能です。

※所得税の納付申告をされる方は、2月16日～3月15日の申告期間中に、税務署または役場本庁・支所にて申告を行ってください。詳しくはお問い合わせください。

○お問い合わせ

本庁税務課

佐賀支所地域住民課

総合窓口第1係

☎ 55-3113(直通)

**あつたかふれあいセンターさが 日曜日も利用できます**

町内4カ所目のあつたかふれあいセンターが、佐賀地域に開所。12月11日、区長や民生委員、地域ボランティアなど、約50人が出席し、開所式が行われました。

「あつたかふれあいセンターさが」は、町の委託を受け、黒潮町社会福祉協議会が運営(日～木曜日、午前9時～午後5時)。総合センターや各集会所での集い、訪問、相談、生活支援などを行います。

子どもや子育て世代、働く世代も利用しやすいよう、日曜日も開所。総合センターの2階和室には、自由に使えるカフェスペースとキッズスペースを用意していますので、お気軽にお越しください。



○お問い合わせ

あつたかふれあいセンターさが

☎ 31-4807(直通)

☎ 55-3371